

事務連絡  
令和3年6月8日  
(2021年)

居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所  
福祉用具貸与事業所 } 管理者様

金沢市福祉健康局 介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に伴う軽度者に係る福祉用具貸与例外給付の  
手続きの臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より本市の介護保険制度の実施にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため要介護認定有効期間を延長する臨時的な取扱いを適用しています。これに伴い、標記のことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1. 令和2年4月20日及び令和3年5月11日付金沢市事務連絡の取扱いにより要介護認定の認定有効期間が延長された被保険者に、同一の福祉用具を継続して貸与する場合は、当該福祉用具における保険給付の確認有効期間を、延長された要介護認定有効期間の終了日まで延長します。  
延長した場合、軽度者の確認結果のお知らせは送付しませんので確認有効期間の読み替えをお願いします。
2. 要介護認定の更新手続きを行った場合又は他の福祉用具を貸与しようとする場合は、従来どおりの取扱いとし、当該福祉用具の貸与前に軽度者に係る福祉用具貸与例外給付届出の提出が必要です。

〒920-8577  
金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市福祉健康局 介護保険課  
担当：給付係  
(電話) 076-220-2264